契約締結前交付書面

本書面は、所定の金融商品取引業者又は登録金融機関である相手方金融機関(以下、「相手方金融機関」といいます。)とお客様との間で行われる「特定金融サービス契約」(※1)のリスクや概要等をご理解いただくため、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(以下、「金融サービス提供法」といいます。)第31条において準用する金融商品取引法第37条の3の規定に従い交付する「契約締結前交付書面」です。本書面の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- ※1「特定金融サービス契約」の概要は、次のとおりです(金融サービス提供法第11条第4項各号)。
- ①相手方金融機関とお客様との間の有価証券の売買契約(当該売買についてお客様に対し高度な説明を必要とするものを除く。)

高度な説明を必要とするものとは、金融サービスの提供に関する法律施行令(以下、「政令」といいます。)で定められており、債券についてはいわゆる劣後債、ハイブリッド債又は仕組債などをいいます。

- ②相手方金融機関とお客様との間の取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における有価証券の売買契約若しくは市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引の委託に係る契約 (これらの取引についてお客様に対し高度な説明を必要とするものを除く。)
 - 高度な説明を必要とするものとは、政令で定められており、市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引などをいいます。
- ③相手方金融機関のために行う有価証券の募集若しくは有価証券の売出しの取扱い又は有価証券の私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(これらの取扱いについてお客様に対し高度な説明を必要とするものを除く。)

高度な説明を必要とするものとは、政令で定められており、有価証券の募集若しくは有価証券の 売出し(上記①の有価証券を除く。)の取扱い又は有価証券の私募若しくは特定投資家向け売付 け勧誘等の取扱いなどをいいます。

④相手方金融機関とお客様との間の投資顧問契約若しくは投資一任契約(当該投資顧問契約又は当該 投資一任契約についてお客様に対し高度な説明を必要とするものを除く。)

高度な説明を必要とするものとは、政令で定められており、取扱い可能な有価証券・取引・取扱い等以外の投資判断に関して行われる投資顧問契約又は当該投資判断に基づき投資を行う投資一任契約などをいいます。

当社は、金融商品取引業者とは異なり、直接、お客様の金銭や有価証券の受け入れなどは行わず、お客様口座の保有・管理はすべて相手方金融機関が行います。金融サービス仲介業者である当社は相手方金融機関の代理権は有しておりません。実際のお取引に際しては、相手方金融機関から交付される最新の「目論見書」「販売説明書」「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。当社が金融サービス仲介業者として媒介を行う商品のご購入にあたっては、相手方金融機関が指定する証券総合口座(保護預り口座、外国証券取引口座及び振替決済口座等)を開設いただく必要があります。かかる口座開設についても当社が取り次ぎます。

手数料など諸費用について

・特定金融サービス契約の締結の際に、特定金融サービス契約の締結の媒介に関してお客様にお支払いいただく手数料は、相手方金融機関が定めるもののみであり、当社に対して直接お支払いいただく手数料はございません。お客様が相手方金融機関にお支払いいただく当該手数料は、相手方金融機関が任意に定めるものであり、適宜変更される可能性があります。そのため、具体的金額若しくは上限額又はこれらの計算方法を本書面に記載することはできません。手数料及び諸費用(以下、「手数料等」といいます)の詳細については、相手方金融機関より交付される契約締結前交付書面、目論見書又は約款などの説明内容をご確認ください。なお当社は、相手方金融機関がお客様から受領した手数料等を、相手方金融機関と当社との委託契約の内容に基づき按分し業務委託報酬として受領しています。

(証券総合口座の開設取引について)

・当社が、お客様が相手方金融機関に証券総合口座(保護預り口座、外国証券取引口座及び振替決済口座等)を開設する契約の締結の媒介を行うに際しては、お客様から当社に対してお支払いいただく手数料はございません。

(当社への手数料について)

- ・特定金融サービス契約の締結の際に、特定金融サービス契約の締結の媒介に関してお客様から当社に対してお支払いただく手数料はございません。
- ・相手方金融機関は投資信託に係る特定金融サービス契約締結時と投資信託の保有期間中にお客様から手数料等を受領します。(販売手数料が無料(ノーロード)の投資信託もあります。)
- ・相手方金融機関は、債券に係る特定金融サービス契約締結時にお客様からその対価(購入対価・ 売却対価)のみを受払いいただきます。
- ・外貨建ての特定金融サービス契約締結等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて相手方金融機関が決定した為替レートによるものとします。

特定金融サービス契約の締結にあたってのリスクについて

・特定金融サービス契約の締結等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※2)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、特定金融サービス契約に係る商品の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。

※2裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合に は、その最終的な裏付け資産を含みます。

- ・特定金融サービス契約に係る商品の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた際や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた際に、特定金融サービス契約に係る商品の価格が変動することによって損失が生じる場合があります。
- ・特定金融サービス契約が債券の売買である場合、発行体等の信用に係るリスクや金利変動による 価格変動リスク、外国債券の場合には為替変動リスクや発行体の国・地域によるカントリーリスク などがありますが、これらに限られませんので、相手方金融機関から交付される契約締結前交付書

面、説明書、目論見書又は約款などの説明をよくお読みになり、内容について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- ・特定金融サービス契約が投資信託の売買である場合、商品によりその投資対象や投資方針、販売 手数料等の費用が異なり、多岐にわたりますので、当該商品の相手方金融機関から交付される契約 締結前交付書面、目論見書又は約款などの説明をよくお読みになり、内容について十分にご理解い ただくようお願いいたします。
- ・特定金融サービス契約が投資一任契約である場合、当該投資一任契約に基づく契約資産の運用は、有価証券等への投資です。投資一任契約に係るリスクは、契約資産の時価評価額が大きく変動する可能性があること、元本は保証されていないため投資元本を割り込む可能性があることですが、これに限られませんので、相手方金融機関の交付する契約締結前交付書面、目論見書又は約款などの説明をよくお読みになり、内容について十分にご理解いただくようお願いいたします。
- ・当社が金融サービス仲介業者として媒介を行う特定金融サービス契約は元本保証並びに利回り、配当の保証のいずれもありません。特定金融サービス契約の契約資産の時価評価額は、大きく変動する可能性があり、元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客様に帰属し、当社は契約の締結の媒介の結果お客様に生じた損害の全部若しくは一部の負担、又はお客様に対する特別の利益の提供は行いません。
- ・その他の特定金融サービス契約にかかるリスクは、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書 面をよくお読みになり、ご理解いただいたうえでお取引くださいますようお願いいたします。

クーリング・オフの適用について

・当社が媒介を行う特定金融サービス契約の締結に関しましては、金融サービス提供法第31条において準用する金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用対象となりませんので、ご注意ください。

当社の仲介業務の概要

金融サービス仲介業者である当社は、当社と相手方金融機関との間で締結された金融サービス仲介業に係る業務委託契約に基づき相手方金融機関から委託を受けて、相手方金融機関とお客様との間の特定金融サービス契約の締結について媒介を行います。

お客様が取得した債券の売却手続等及び売却手続等に伴う金銭の支払事務等並びに投資信託の換金(解約)手続及び投資信託の換金(解約)手続にかかる代金支払事務等並びにお客様が締結した投資顧問契約又は投資一任契約の解約手続及び解約手続に伴う金銭(返戻対象となる報酬金を含みます。)については、当社は金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出等を伝達する等使者としての情報の伝達等のみを行います。

特定金融サービス契約に関する租税の概要

特定金融サービス契約に関する租税の概要については、相手方金融機関により交付される契約締結前交付書面を ご確認ください。

特定金融サービス契約の終了事由

相手方金融機関とお客様との間の金融商品取引契約に定める契約の終了事由に該当する場合、特定金融サービス契約は解約されます。詳しくは、相手方金融機関と締結する約款をご確認ください。

また、当社が提供するサービスに係る利用規約に定める終了事由に該当し、当該サービスにつき当社がお客様との契約を解除した場合、当社の媒介は終了するものとします。

当社の金融サービス仲介業務の内容及び方法の概要

当社が行う金融サービス仲介業は、主に金融サービス提供法第11条第4項各号に定める内容の有価証券等仲介業務であり、当社では、相手方金融機関における証券総合口座設定の際に取り次ぎを行わせていただいた上で、個別の有価証券の売買等についても相手方金融機関への媒介を行っておりますが、当社が直接注文を受け付けることはございません。

当社の概要

商号等 株式会社400F 金融サービス仲介業者 関東財務局長(金サ)第1号

本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-1 兜町第2平和ビル FinGATE BLOOM 4F

加入協会 一般社団法人 日本金融サービス仲介業協会

加入認定投資者保護団体 なし

資本金 275,038,900円 (2025年9月30日現在)

主な事業 金融サービス仲介業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、広告業、

生命保険募集・代理・媒介業及びこれらの関連事業、職業紹介・労働者派遣業

設立年月 2017 年 11 月

相手方金融機関の概要

商号等 株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号

本店所在地 〒106-6019 東京都港区六本木1-6-1

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融サービス提供法第28条第1項3号ロに基づき、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じております。

苦情処理措置:当社内では業務運営体制及びマニュアルを整備し、公正かつ適確に苦情処理を行う態勢を整備し

ております。また、本サービスに関する当社外での苦情処理を希望される方には、一般社団法人

日本金融サービス仲介業協会を紹介しております。

紛争解決措置:本サービスに関して第三者機関による解決を希望される方に、以下の機関を紹介しております。

東京弁護士会紛争解決センター

電話03-3581-0031 受付時間:9時30分~12時00分、13時00分~16時00分

第一東京弁護士会仲裁センター

電話03-3595-8588 受付時間:10時00分~12時00分、13時00分~16時00分

第二東京弁護士会仲裁センター

電話03-3581-2249 受付時間:9時30分~12時00分、13時00分~17時00分

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

[部署名等] 株式会社400F お問い合わせ窓口

[連絡先等] 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町9-1 兜町第2平和ビル FinGATE BLOOM 4F

お問い合わせページ (https://okane-kenko.jp/contact)

相手方金融機関に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

「部署名等」株式会社SBI証券 カスタマーサービスセンター

[連絡先等] 固定電話:0120-104-214 (無料)

携帯電話:0570-550-104(有料)

(2025年9月)